



広島市
The City of Hiroshima

企業立地のご案内

充実した都市機能と海・山・川の豊かな自然が調和した街
広島市を次なる拠点に是非ご検討ください

オフィス
賃料3年間全額補助!

市、県併用時、要件及び限度額あり

多島美の瀬戸内で仕事も余暇も満喫!
中四国地方最大の120万都市

REBORN 広島!

大型新築ビル続々竣工!

新広島駅ビル堂々完成!

お問い合わせは

広島市経済観光局 産業振興部
企業誘致・創業推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34
TEL 082-504-2241 FAX 082-504-2259
E-mail kigy@city.hiroshima.lg.jp

ひろしまプロモーションセンター
〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3
(市政会館4F 広島市東京事務所内)
TEL 03-3591-1292 FAX 03-3504-2804
E-mail kanto@city.hiroshima.lg.jp



JR広島駅リニューアルオープン!
広島名物路面電車も新駅ビル構内に直接乗り入れできますます便利に!
新築ビルも続々竣工するなど、中四国地方のビジネス拠点に相應しい
広島市はぶち** (とても) 魅力的な都市にパワーアップします!**



じゃけえ (だから) **是非、**

広島市に きんちゃい!

(来てね)



※都市型サービス産業に対する賃料補助金
(広島市と広島県の補助金を併用した場合)

区分	内容
業種	<ul style="list-style-type: none"> ・情報サービス業 ・映像情報制作・配給業 ・映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 ・コールセンター業 ・インターネット附随サービス業 ・広告制作業 ・デザイン業 ・広告業 ・BPOなど
賃料の補助	賃料年額×補助率 10/10 (限度額2,000万円/年) × 3年間
事務所開設費の補助	中山間地・島しょ部へ進出する場合に限り 事務所開設費×1/2 (限度額300万円) ※コールセンターは除く
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・広島広域都市圏内初立地 又は大規模雇用 (新規常用労働者50人以上) ・常用労働者が5人以上 (中小企業の場合は2人以上) ※広島県の補助要件は、常用労働者が 3人以上



※詳細はお問い合わせください。